

(様式2)

「京丹後市人権教育・啓発推進計画」(案)の概要

1 趣旨について

平成12年12月に「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」が制定・施行され、同法においては、国の責務とともに、第5条で「地方公共団体は、人権教育及び啓発に関する施策を策定し、実施する責務を有する」と規定されている。平成14年3月には、同法に基づき国の「人権教育・啓発に関する基本計画」が策定され、また、京都府では、平成17年1月に「新京都府人権教育・啓発推進計画」が策定された。

「京丹後市人権教育・啓発推進計画」は、こうした人権教育に対する意識の高揚に対する施策として、市が地方公共団体としての責務を果たすため総合的な推進計画の策定に取り組むもの。

2 内容について

第1章 はじめに

1948年の国連による「世界人権宣言」採択以後の国際的な人権尊重の流れ、我が国における人権に関わる国内の動向、京丹後市合併以後の人権教育・啓発に係る取組状況について記述(京丹後市人権啓発推進協議会、京丹後市人権教育研究会等)

第2章 計画の基本理念

国の「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」、「京丹後市総合計画」における計画策定の趣旨、計画の目標及び性格、計画推進のための視点、計画の目標年次(2018年)、推進体制等について記述

第3章 人権問題の現状等

同和問題、子ども、女性、高齢者、障害のある人、外国人、患者等、様々な人権問題といったジャンル別の人権問題の現状(これまでの取組・現状と課題・施策の方向)について記述

第4章 人権教育・啓発の推進

学校、地域社会、家庭、職場等それぞれの場に応じた教育・啓発の推進方法(取組の現状・課題・施策の方向)、教職員、保健福祉関係者、市職員等人権に関係する職業従事者に対する研修等の推進方法(取組の現状・課題・施策の方向)について記述

第5章 計画の推進

指導者の養成、資料の整備、効果的な手法、国、京都府、近隣市町村、関係団体等との連携について記述

用語解説

本文中に使用している用語についての解説を五十音順に掲載

参考資料

「世界人権宣言」、「日本国憲法第3章・第10章(抜粋)」、「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」、「京丹後市人権教育・啓発推進本部設置規程」を掲載

3 施行期日について

平成21年4月1日から施行します。